

# 学校体育施設利用の手引き（塩川地区）

## 1 利用手続きについて

### (1) « 団体登録 »

- ① 利用できるのは市教育委員会に団体登録をした団体で、その団体の登録要件は次のとおり。
  - i. 市内に在住、在勤、在学する者で構成すること。
  - ii. 10人以上で構成し、成人の責任者がいること。
- ② 団体登録は、市教育委員会に団体登録申請書を提出し登録許可を受けること。
- ③ 登録を受けた団体には、あらかじめ毎週の利用する曜日を割り当てることする。

### (2) « 利用申請 »

- ① 申請は1ヶ月単位とし、利用しようとする月の前月5日までに利用申請書を塩川総合支所住民課地域振興班に提出し、許可書の交付を受けること。
- ② 翌月に利用を希望しない場合にも、その旨を支所教育担当に連絡すること。

### (3) « 利用方法 »

- ① 団体の利用者は利用する際に利用許可書を管理指導員に提示し、その指示に従って利用を開始すること。
- ② 利用終了後は直ちに体育用具を利用前の状態に回復し施設を清掃したあと、管理指導員に報告し、その確認を受けてから利用日誌（報告書）に必要事項を記入すること。  
※利用時間終了後、10分以内に利用日誌（報告書）または鍵を管理指導員に返却すること。
- ③ 許可を受けた日に、諸事情により利用を中止する場合は、必ず事前に支所教育担当及び管理指導員にその旨を連絡すること。

## 2 施設利用上の注意点について

### (1) « 利用団体の遵守事項 »

- ① 利用時間を厳守すること
- ② 利用許可書記載の目的以外には利用しないこと。
- ③ 利用する施設以外の場所に立ち入らないこと。
- ④ 火災の防止、事故防止等の安全確保に努めること。
- ⑤ 事故発生のときは、適切な応急措置をとるとともに管理指導員に連絡すること。
- ⑥ 校庭には車両を乗り入れないこと。
- ⑦ 学校敷地内は完全禁煙となっているため、敷地内での喫煙は絶対にしないこと。
- ⑧ 利用団体の構成員はスポーツ安全保険に加入することが望ましい。
- ⑨ 施設・物品を損傷した場合は、団体において弁償することとする。必ず管理指導員、支所教育担当、学校へ報告・連絡すること。

(2) < 体育館利用の場合 >

- ① 整理・清掃はきちんとすること。
- ② 駐車する際には学校敷地内の駐車スペースに駐車し、路上駐車は絶対にしないこと。  
※駐車中の車両の損傷等については自己責任となります。
- ③ 子どもを連れてきたときは、団体の責任において危険な遊びや施設の破損のないように面倒をみること。
- ④ ステージ上には上がらないこと。
- ⑤ 体育館のアリーナでは、飲食しないこと。
- ⑥ 火気については特に注意すること。
- ⑦ 体育館入口など、学校敷地内への空き缶、空き瓶、ゴミなどの投げ捨ては絶対にせずに各自で持ち帰るよう、団体の責任においてメンバーに指導すること。
- ⑧ 塩川中学校の体育館利用において、室内用運動靴の靴底が黒いものは使用しないこと。
- ⑨ 体育館内にある暖房器具（ヒーターなど）を無断で使用しないこと。

(3) < 夜間照明施設またはグラウンド利用の場合 >

- ① 塩川中学校校庭の夜間照明は、指定されたコイン以外は絶対に使用しないこと。
- ② 利用後は、グラウンドを整備・清掃し、後日の学校の授業に支障のないようにすること。
- ③ 駐車する際には学校敷地内の駐車スペースに駐車し、路上駐車は絶対にしないこと。  
※駐車中の車両の損傷などについては自己責任となります。
- ④ グラウンド内での物品の販売行為及び飲酒はしないこと。
- ⑤ 学校敷地内への空き缶、空き瓶、ゴミなどの投げ捨ては絶対にせずに各自で持ち帰るよう、団体の責任においてメンバーに指導すること。
- ⑥ トイレは、体育館のトイレを使用し、グラウンド周辺において用を足さないようすること。
- ⑦ 周辺家屋などに損傷を与えた場合は自己責任とし、良心を持って対応すること。

### 3 各種の問い合わせ・書類の提出先について

〒969-3592 喜多方市塩川町東岡 320 番地 1

塩川総合支所住民課地域振興班 (Tel : 0241-27-8801 Fax : 0241-27-2898)